

## 工場立地法検討小委員会における論点

経 済 産 業 省

平成 1 8 年 3 月 1 日

1 . 国が定める準則への地域限定で適用される緑地面積率等の  
基準の追加

ここ数年、地方自治体から、地域再生計画や構造改革特区計画の提案公募の中で、工場立地法上の地域準則の設定権限を、現行の都道府県及び政令市から、他の市町村まで拡大して欲しい旨の要望が出てきた。

こうした要望の背景には、平成 9 年の工場立地法改正以降、都道府県及び政令市レベルでは地域準則の制定がなかなか進まないといった事情が存在すると思われる。

地域の実情に合った緑地面積率等の基準の整備を一層進めるためには、地域準則の設定が行われていない都道府県及び当該都道府県の管轄にある市町村を対象に、当面の間、国が定める準則に地域限定で適用される緑地面積率等の基準を追加すべきではないか。

## 2 . 地域限定の基準を追加するためのスキーム

( 1 ) 今回、国が、地域限定の基準を国の準則に定めることに

する場合には、地域の実情をよく把握している地方自治体から基準案及びそれを適用する地域を提示させることが適切ではないか。

( 2 ) この場合、地方自治体が基準案とそれを適用する地域を提示するに当たって、以下の四つの要件を満たすことが必要ではないか。

地方自治体を管轄する自治体又は当該地方自治体において、地域準則が設定されていないこと。

基準案を提示しようとする地方自治体は、当該地方自治体と関係する地方自治体等と十分協議し、合意をした上で国に案を提示すること。

基準案は、あくまで地域準則を設定する際の国の基準幅（区域区分基準）の範囲内で設定すること。

基準案が適用される地域は、工業地域、工業専用地域等にあつて、コンビナート等の工場が一团に集合している地域であつて、当該地域における工場の新增設に当たつて、当該地域の内部又は隣接地等に十分な自然が既に確保され、かつ、それが継続的に維持・管理されることが確実であり、周辺環境との調和が自動的に確保されていること。

( 3 ) 地方自治体から上記四要件を満たす基準案とそれを適用する地域の提示があつた場合には、それをもつて準則とできる一般的な規定を国の準則に設けるべきではないか。